供給条件説明書

令和2年6月1日実施

供給条件説明事項

◆契約内容について	
お申込み方法	お申込書でお申込みいただけます
供給開始予定日	お支払方法のお手続きが完了後、切替のお手続きをさせて頂きます。以下目安となります。 ●スマートメーターが設置されていない場合 お申し込み後、お支払手続きが終了した日から起算して、8営業日に2暦日を加えた日以降で最初の検針日 ●スマートメーターが設置されている場合 お申し込み後、お支払手続きが終了した日から起算して、2営業日に2暦日を加えた日以降で最初の検針日 (お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。あらかじめご了承ください。) お支払手続き完了期間の目安 口座振替・・・60日程度 クレジットカード1週間程度
電気料金	「電気料金メニュー約款」に基づいて計算されます
供給電圧および周波数	供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。 周波数は原則として標準周波数東日本50ヘルツ、西日本60ヘルツです。
料金の算定期間	前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)までの期間となります。※契約の開始・変更・終了の際には、日割計算をして電気料金を請求いたします。
料金の支払方法	口座振替、クレジットカードになります。 口座振替の引き落とし日は毎月1日を予定しております。
契約期間	需給契約が成立した日より1年間とします。ただし、契約期間満了に先立って、契約の終了・変更がない場合、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
◆契約の変更·解除について	
お客さまからの契約の変更・ 解除	引っ越しに伴う解約や契約変更は、当社窓口までご連絡ください 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要は ありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。 ※契約変更・解約にともなう解約金・違約金は発生致しません。
当社からの契約変更・解除	当社は以下のいずれかの項目に該当する場合には、契約を解除することができます。 ・お客さまが電力供給約款に記載されていることに違反した場合 ・お客さまが電気料金を支払期日を20日経過して、なお支払われない場合 ・お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
◆工事費に関する事項について	
スマートメーター取り付け	スマートメーター未設置の場合には、一般送配電事業者の負担で取り付けます。なお、取り替えにかかる費用は無料です。ただし、契約変更や設備の位置変更などお客さま都合に伴う工事費については、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまに負担して頂く場合があります。

◆お客様のご協力について 当社または送配電事業者は、業務の必要上お客さまの承諾を得てお客さまの土地または 需要場所への立ち入りによる 建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は,正当な理由がない限り,立ち入 業務の実施 ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または |送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし,もしくは支障を及 電気の使用にともなうお客様 |ぼすおそれがある場合は、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場 の協力 所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合は、送配電事業者がお客さまの負担 で供給設備を変更し,または専用供給設備を施設して,これにより電気を使用していただ きます。 (1)次の場合は、お客さまからすみやかにその旨を当社および送配電事業者に通知して いただきます。この場合は,送配電事業者は,ただちに適当な処置をします。 ①お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状 もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ②お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障 が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると 認めた場合 (2)お客さまが、送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事 保安に対するお客さまの協力 業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者は、(1)に準じて、 適当な処置をします。 (3)お客さまが送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置.変更ま |たは修繕工事をされる場合は,あらかじめその内容を当社および送配電事業者に通知し ていただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が送配電 事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合は、すみやかにその内容を当社 および送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要 |があるときは,送配電事業者と協議のうえ,お客さまにその内容の変更をしていただくこと |があります。 ◆その他事項について 当社は、託送供給約款の改定、電力調達費用等の変動により、電気供給約款を改定する ことがあります。その場合、郵送・メール等でお客さまにお知らせいたします。電気料金の 電気供給約款の改定 変更をともなう際には、お客さまは電気供給約款に従い、本契約を解除することができま す。 他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合、不利益を被る可 他の電力会社からの切り替え 能性があります。従前の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。 お客さまの責により当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合、当社はでんき |特記事項 需給約款(低圧)「34 違約金」の通り、当該違約金相当額をお客さまより申し受けます。 ▶個人情報の取り扱いについて 当社は、旧一般電気事業者、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関との間で、 お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。詳しくは当社ホームページ「共同 |個人情報の共同利用 |利用プライバシーポリシー」をご確認ください。 https://watami-energy.jp/privacy.html ◆お問い合わせ先 ワタミエナジー株式会社 でんきの受付窓口 お問い合わせ先 電話番号:03-5737-7104 受付時間:月曜~金曜 午前10時~午後6時(土日・祝日、年末年始は休み)